

令和3(2021)年度  
サプライチェーン再構築等支援補助金

**事業計画募集案内**

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内に事業所を有する中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの毀損等により、海外に発注していた部品の自社製造への切り替えや新たな受注に対応するための再構築（強靱化・複線化）に必要な設備導入等を支援することで、県内生産の影響低減と生産回帰を図るため、「サプライチェーン再構築等支援補助金」を実施します。

つきましては、令和3（2021）年度の事業計画について、次のとおり募集しますので奮って御応募ください。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

## 1 募集期間

令和3（2021）年4月8日（木）から5月28日（金）17:00必着

## 2 募集する事業計画

補助対象事業	新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの毀損等により、海外に発注していた部品の自社製造への切り替えや新たな受注に対応するための再構築（強靱化・複線化）に必要な設備導入等	
補助対象者	県内に主たる事業所を有する資本金の額又は出資の総額が5億円未満の「中小企業者等」とする。ただし、みなし大企業は除く。	
	経費区分	内容
補助対象経費	1 機械装置又は工具器具の購入、据付け、借用又は修繕に要する経費	<p>(1) 「機械装置費」とは、次のものをいう。</p> <p>ア 本事業に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。</p> <p>イ 本事業に必要な機械装置の試作、改良、据付け、修繕の外注に要する経費。</p> <p>ウ 本事業に必要な機械装置、又は分析等機械装置（取得価格50万円以上のものを含む。）の借用に要する経費。</p> <p>なお、借用とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費（契約期間が補助事業期間を超える場合は、案分等の方式により算出する。）のみとする。</p> <p>※3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合、中古設備も対象とする。</p> <p>(2) 「工具器具費」とは、次のものをいう。</p> <p>ア 本事業に必要な機械装置等の製作をするための工具・器具の購入に要する経費。</p> <p>イ 工具・器具の試作、改良、据付け、修繕に要する経費。</p> <p>ウ 工具・器具の借用に要する経費。（(1)ウを準用する。）</p>

補助対象 経 費	2 工事費	機械装置備品の製作・設置に付帯する電気工事、レイアウト変更等に要する経費 ※機械装置備品と一体で捉えられる内容であって、当該処理がなければ機械装置備品の動作に著しく障害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限る。 なお、機械装置備品の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は計上できません。 ※補助事業期間内で完了するものに限る。			
	3 原材料及び副資材の購入に要する経費	本事業における試作品開発等で直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費			
	4 技術指導の受入に要する経費	本事業実施において外部有識者からの技術指導を必要とする場合に指導者等に支払われる経費			
	5 1から4までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成等の委託に要する経費等で、知事が特に必要と認める経費			
補助金額	1,000万円以内	補助率	2/3以内	補助期間	当該年度内

### 3 事業日程（予定）

6月中旬～6月下旬	審査（事業可能性評価委員会）→ 採択事業の決定
7月上旬～7月中旬	採択、説明会、交付申請、交付決定・事業開始
10月	中間検査（事業期間が6ヶ月以上の場合）
2月中旬～2月下旬	事業終了、実績報告書提出
3月	完了検査（最終）、補助金の支払

※短期間で事業が終了した場合は、その都度完了検査～支払いを実施

### 4 留意事項

- 1企業1申請までとさせていただきます。
- 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 他の補助金等で補助対象経費となっている経費は、補助対象経費となりません。
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、事業計画名は公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後5年間、成果活用の状況について、報告していただきます。

### 5 提出書類

- (1) サプライチェーン再構築等支援事業計画書(実施要領様式第1)
- (2) 補助事業計画書(交付要領様式第2)

※【必須】新型コロナウイルス感染症の影響がわかる証明書類を添付

- (3) 補助事業内容説明書(交付要領様式第3)
- (4) 技術指導受入計画書 (交付要領様式第4)  
※やむを得ない事由により交付決定前に補助事業に着手しようとする場合
- (5) 見積書等

※(1)～(4)の様式は、県ホームページからダウンロードできます。

○県ホームページ:[https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r3\\_re\\_supplychain.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r3_re_supplychain.html)

## 6 書類提出先・問い合わせ先

- 所定の提出書類を作成の上、メール送付、郵送又は工業振興課に持参(期限内必着)してください。
- 提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

**栃木県 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室**

E-mail : [kougyou@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kougyou@pref.tochigi.lg.jp)

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 (県庁本館 6F 南側)

TEL:028(623)3192/FAX:028(623)3945